令和6年度事業予定計画書

(1)共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

				農(乍物 共済							家		畜	共		済				
											死	亡廃用共	済				疾病傷害共済				
	区	組		4.				搾	育	繁	育	繁	育	種	肉		乳	肉	1	種	
		合員		水稲		麦	計	乳	成	殖用	成 •	殖	成 •			計	用	用	ńЛ		計
	分	数		THE					乳	雌	肥育	用雌	肥育			ŧΤ	Ж	Ж	般		ĦΤ
			全相殺	半相殺	インデックス			牛	牛	牛	牛	馬	馬	豚	豚		牛	牛	馬	豚	
区域内		人			a	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	概数	25,263		564,000		500	564,500	451	46	702	2,115	-	_	124	1,227	4,665	497	2,817	_	124	3,438
前引	7年度 受実績	14,739	4,930.0	342,420.6	0.0	I	347,350.6	576	16	659	1,643	-	-	-	-	2,894	449	1,403	1	-	1,852
	北部 支所	6,500	450	171,860	-	I	172,310	0	0	150	570	_	-	_	-	720	0	415	_	-	415
本年度引	中部支所	3,900	3,500	78,640	-	1	82,140	35	5	195	585	_	_	_	-	820	35	500	1	-	535
引受計画	南部支所	3,900	2,600	64,340	-	1	66,940	545	15	315	485	_	_	_	-	1,360	415	485	1	-	900
画	計	14,300	6,550	314,840	0	-	321,390	580	20	660	1,640	-	-	-	-	2,900	450	1,400	-	-	1,850
本 予定	年度 到受率	% 56.6		% 57.0		%	% 56.9	% 128.6	% 43.5		% 77.5		% -	% -	% -	% 62.2	% 90.5	% 49.7	% -	% -	% 53.8

					果	樹 共	済				畑作物 共済
	区	う ん し	指定,	₽	び	か	ð	7	キゥイ		/.
分		ゅ う み か	か ん き					4	フ ル I	☆ 	大 豆
		と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺	め 半相殺	半相殺	半相殺		
		十七枚 a	十個权 a	十年权 a	十 行 和 a	十十日权 a	十年权 a			a	a
0	区域内)概数	661,000	158,400	69,800	3,200	243,000	492,000		15,900	1,670,700	2,300
引	が年度 受実績	168,171.5	12,414.8	6,094.8	1,708.9	17,044.9	94,983.5	1,274.8	1,976.5	303,669.7	-
	北部 支所	33,770	1,800	6,110	1,310	17,050	2,020	840	1,500	64,400	-
本年度	中部 支所	126,250	10,070	-	390	-	2,110	-	480	139,300	_
本年度引受計画	南部支所	8,120	530	-	-	-	90,840	410	-	99,900	-
画	計	168,140	12,400	6,110	1,700	17,050	94,970	1,250	1,980	303,600	-
オララ	≍年度 至引受率	% 25.4	% 7.8	% 8.8	% 53.1	% 7.0	% 19.3			% 18.2	% -

						3	盟 芸	施	設	共 済						任	意共済				
		ガ	ラ ス	室			プ	ラス	チッ	ク ハ ウ	, ス					農機具	÷	/ -			
	区	I	П	小	I	П	Ш	IV	IV	V	VI	VII	小		損	更		保管中農			
分						∃ 1.					類	類					計			計	農産物補償共済
		類	類	計	類	類	類	甲	乙	類	類	類	計		害	新		済			
5	[域内	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟		台					
Ø,)概数	-	158	158	-	4,121	913	543	102	578	553	-	6,810	6,968		10,000		_			
引引	が年度 受実績	-	36	36	-	3,471	506	506 379 67 379 365 - 5,167 5,203 186		-	186	-									
	北部 支所	1	22	22	-	1,291	286	170	37	35	99	-	1,918	1,940	95	_	95	-			
本年度	中部支所	_	15	15	-	1,300	152	150	23	190	275	-	2,090	2,105	16	-	16	_			
本年度引受計	南部支所	_	-	-	-	984	100	75	15	180	1	-	1,355	1,355	39	-	39	-			
画	計	-	37	37	-	3,575	538	395	75	405	375	-	5,363	5,400	150	-	150	_			
才 予定	年度 3引受率	% -	% 23.4	% 23.4	% -	% 86.8	% 58.9	% 72.7	% 73.5	% 70.1	% 67.8	% -	% 78.8	% 77.5			% 1.5	% -			

(2) 農業共済事業の規模

(ア) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

		項目	引	受		共	済 掛	金	保険料	交付金又は	手持共済掛金
44.50	+ D 44 kk		1. 5	also has the the left	共済金額	総 額	国庫負担金	農家負担金	术灰竹	(納入保険料)	
共为	等目的等		本年度予定	前年度実績		A	B	©	D	(E) =(B)-(D)	(F) =(A)-(D)
	全相殺		6,550 a	4,930.0 a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
			285,908 kg	204,437 kg	53,465	570	285	285	152	133	418
	半相殺	水 稲	314,840	342,420.6							
農作	1 11 12		12,215,792	13,283,216	2,284,353	11,862	5,931	5,931	6,423	△ 492	5,439
物	インデックス		-	-							
共			-		-		_	_	_	_	_
済		麦	_	_							
			321,390	347,350.6	_			_	_	_	_
		計	12,501,700	13,487,653	2,337,818	12,432	6,216	6,216	6,575	(359)	5,857
		搾 乳 牛	580 頭	576 頭	70,180	4,454	2,227	2,227	1	2,226	4,453
	死 - 定 廃 用:	育 成 乳 牛	20	16	3,200	54	27	27	0	27	54
		繁 殖 用 雌 牛	660	659	174,240	2,089	1,044	1,045	2	1,042	2,087
家		育 成 ・ 肥 育 牛	1,640	1,643	323,080	7,269	3,634	3,635	3	3,631	7,266
畜	共済	種豚	-	-	-	_	-	-	-	-	_
田田		肉 豚	-	-	_	_	-	-	_	_	_
共		死 亡 廃 用 共 済 計	2,900	2,894	570,700	13,866	6,932	6,934	6	6,926	13,860
مادد	疾病	乳 用 牛	450	449	21,600	3,733	1,866	1,867	0	1,866	3,733
済	病 傷 害	肉 用 牛	1,400	1,403	39,200	5,485	2,742	2,743	0	2,742	5,485
	共	種豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	済	疾病傷害共済計	1,850	1,852	60,800	9,218	4,608	4,610	6	4,608	9,218
		,	168,140 a	168,171.5 a	631,500 4,455,634	23,084	11,540 130,098	11,544 130,099	15,247	11,534 114,851	23,078 244,950
	半	うんしゅうみかん	108,140 a 12,400	12,414.8	310,718	13,212	6,606	6,606	101	6,505	13,111
果	相	指定かんきつ		,			· ·	,			
	殺 減	t	6,110	6,094.8	203,821	12,403	6,201	6,202	1,713	4,488	10,690
樹	収	びわ	1,700	1,708.9	25,675	2,616	1,308	1,308	779	529	1,837
共	総	かき	17,050	17,044.9	327,927	18,199	9,099	9,100	514	8,585	17,685
六	合一	うめ	94,970	94,983.5	3,058,154	234,457	117,228	117,229	33,971	83,257	200,486
済	般	t	1,250	1,274.8	27,519	1,739	869	870	267	602	1,472
		キウイフルーツ	1,980	1,976.5	83,905	4,581	2,290	2,291	415	1,875	4,166
		計	303,600	303,669.7	8,493,353	547,404	273,699	273,705	53,007	220,692	494,397

				項目	引	受		共	済 掛	金			
共済	等目的等				本年度予定	前年度実績	共済金額	総 額	国庫負担金	農家負担金	保険料	交付金又は (納入保険料)	手持共済掛金
								A	B	©	(D)	E=B-D	(F)=(A)-(D)
畑		大	豆		— a	— а	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
作物					— kg	— kg	_	_	_	_	_	_	_
共済			計		_	_	_	_	_	_	_	_	_
	ガラ	I		類	— 棟	一 棟	_	_	_	_	_	_	_
177	ス	П		類	37	36	295,412	228	109	119	22	87	206
園	室	小		計	37	36	295,412	228	109	119	22	87	206
芸		I		類	-	-	_	-	-	-	-	_	-
	プ	П		類	3,575	3,471	3,255,804	37,073	18,122	18,951	11,061	7,061	26,012
施	ラス	Ш		類	538	506	1,538,405	17,922	8,825	9,097	2,794	6,031	15,128
⇒n.	チ	IV	類	甲	395	379	1,514,628	14,149	6,966	7,183	1,520	5,446	12,629
設	ツ	IV	類	乙	75	67	411,950	710	339	371	73	266	637
共	クハ	V		類	405	379	2,402,382	4,828	2,255	2,573	622	1,633	4,206
	ウ	VI		類	375	365	93,087	1,500	743	757	400	343	1,100
済	Ż	VII		類	-	-	_	-	-	-	-	_	-
		小		計	5,363	5,167	9,216,256	76,182	37,250	38,932	16,470	20,780	59,712
	•		計		5,400	5,203	9,511,668	76,410	37,359	39,051	16,492	20,867	59,918
		合	計		_	_	20,974,339	659,330	328,814	330,516	76,080	252,734	583,250

(イ)任意共済事業の規模

	リルルハ	101 1.71	- /90 100											
	項目				頁 目	引	受			共済掛金	•賦課金		再共済 掛 金	再共済
共济	脊目的等					本年度予定前	F 度 実 績	共済金額	総 額		共済掛金 A	賦課金	掛金 B	手数料 ©
	農					台	台	千円		千円	千円	千円	千円	千円
共済	機	損	害	共	済	150	186	296,590		1,373	1,057	316		
関	具	更	新	共	済	_	_	_		_	_	_		
係			計			150	186	296,590		1,373	1,057	316		
	保管中農産物補償共済					— п	_	_		_	_	_		
		合	計			_	_	296,590		1,373	1,057	316		

(ウ)[受託事業]農業経営収入保険事業

	対象数	推進対象	目標							計画	〕 率	対前年
支所名	(青色申告数)	(顧客リスト)	件 数	継続分			新	規目標		рі ш	VIIII十	
	【2020農林業センサス・ 現金主義を除く】 A	В	C=D+E	個人	法人	D計	個人	法人	E計	C/A	E/B	C/D
北部	3,387	870	870	765	19	784	79	7	86	25.7%	9.9%	111.0%
中部	2,290	988	560	457	15	472	80	8	88	24.5%	8.9%	118.6%
南部	2,451	827	1,020	957	14	971	42	7	49	41.6%	5.9%	105.0%
合 計	8,128	2,685	2,450	2,179	48	2,227	201	22	223	30.1%	8.3%	110.0%

(3) 引受計画と実施方策

ア農作物共済

1. 引受計画

水稲については、引き続き農業再生協議会等と連携して経営所得安定対策に係る作付面積確認依頼書と水稲共済加入申込書との一体化様式による引受けを継続し、より補償内容が充実した全相殺方式への加入を優先的に推進し、個々の農家ニーズにあった引受方式を提案しながら引受面積3,214 %の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 加入推進時期の前倒しにより推進期間を確保するとともに、農業経営収入保険 や全相殺方式、半相殺方式の加入条件や補償内容等について比較できるパンフレット等を作成のうえ、農業者のニーズにあった加入の提案につとめる。
- ② 一体化処理の活用により農家の作付状況を把握し、農業保険顧客リストに基づき、未加入農家に対する加入推進に取り組む。
- ③ 単位当たり共済金額及び補償割合等については、農家の意向を踏まえつつ補償の充実を図るため最高金額等選択を推進する。
- ④ 国が定めるガイドラインに沿った方法により、組合員の被害実態に応じた危険 段階別共済掛金率を設定し、掛金負担の公平化を図る。
- ⑤ 共済掛金等の納入については、期限内納入の周知を徹底し、未納による共済関係の解除の防止につとめる。
- ⑥ 全相殺方式の加入推進に当たっては、乾燥調製受託者にデータ提供の協力を依頼するとともに、委託農業者への戸別推進を行う。また、青色申告及び白色申告で、組合が必要とする税務関係資料の提供ができる方に対しては全相殺方式への加入可能の周知と戸別推進を行う。

イ 家畜共済

1. 引受計画

穀物価格の上昇等によって飼料価格が上昇し、畜産経営を圧迫していることに加え、飼育農家の高齢化・担い手不足など畜産農家を取り巻く環境は非常に厳しい状況であるが、個別訪問により農家のニーズに即した加入推進に取り組み、死亡廃用共済 2,900 頭、疾病傷害共済 1,850 頭の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 組合員毎に危険段階別共済掛金率を適正に設定するとともに、個々の経営に即した補償内容の提案を行い、既加入者の完全継続に取り組む。
- ② 有資格農業者情報を収集し、農業保険顧客リストに基づき、未加入者に対して、継続的な推進を家畜保健衛生所等関係機関と連携して加入推進につとめる。
- ③ 個体評価の適正化につとめるとともに、加入農家の意向を踏まえつつ死亡廃用 共済と疾病傷害共済のセット加入につとめ、補償の充実を図る。
- ④ 家畜改良センターへの出生・異動の届出を適正に実施するよう指導するとともに、牛トレサ情報に基づき期中の飼養頭数を確実に把握し、適正引受に取り組む。

ウ果樹共済

1. 引受計画

果樹農業は本県の農業算出額の6割を占める基幹産業であり、果樹栽培農家のセーフティーネットとして収入保険と共に機能を十分発揮できるよう、積極的な推進に取り組み、引受面積3,036分の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 標準収穫量について、園地条件・肥培管理・損害評価実績等を検討し、適正な設定を行う。
- ② 園地台帳等の補正を随時行い、適正な引受につとめる。
- ③ 国が定めるガイドラインに沿った方法により、組合員の被害実態に応じた危険 段階別共済掛金率を設定し、掛金負担の公平化を図る。
- ④ NOSAI部長等の基礎組織を通じて、地域に密着した加入推進活動に取り組むとともに、県・市町村・出荷団体及びJA等関係機関の協力のもと農業保険顧客リストに基づき、未加入農家の共済資源や栽培実態の把握につとめる。
- ⑤ 共済掛金等の納入については、期限内納入の周知を徹底し、分納・延納措置の 活用も選択肢として加え、未納による共済関係の解除の防止につとめる。
- ⑥ 果樹共済継続加入者を含む青色申告者に対しては総合補償としての収入保険への推進を優先し、加入要件を満たす農家には全相殺方式の推進を行う。全相殺方式については、組合が必要とする税務関係資料の提供ができる方に対しては、帳簿(青色申告及び白色申告)による加入が可能である事を周知するとともに、税務申告用帳簿等の整備が十分でない農家においては帳簿整備の啓発も行う。
- ⑦ 農家経営の柱となる樹種を推進重点品目に、また、各樹種の主産地で引受率の 低位な市町村を中心に推進重点地区を設定し、引受率向上のため、地域の実態に 応じたより効果的な加入推進活動に取り組む。

工 畑作物共済

1. 引受計画

有資格農業者に対して制度の普及につとめる。

2. 実施方策

関係機関との連携を密にし、県下の栽培規模の把握につとめるとともに農家のニーズを踏まえた加入推進に取り組む。

才 園芸施設共済

1. 引受計画

施設園芸農家の高齢化に加え原油価格高騰等で離農者がある中、有資格農家の把握と見直しを行いながら、未加入者に対して災害リスクの高まりやリスクに備える重要性を啓発し、制度の普及を図り経営の安定に寄与するため、関係機関との連携を密に加入拡大に取り組み、引受棟数5,400棟の達成につとめる。

2. 実施方策

① 補償額の充実や補償範囲の選択による各種割引等制度を丁寧に説明し、農家のニーズに即した提案型推進に取り組む。

- ② 組合員毎に危険段階別共済掛金率を適正に設定し、農家負担の公平性を確保する。
- ③ 農業保険顧客リストに基づき、未加入農家への戸別訪問による推進に取り組み 青色申告者には、収入保険とのセット加入を推奨する。
- ④ 生産組織等を通じ制度の周知に努め集団加入を働きかける。
- ⑤ 県が独自に実施する補助事業について、園芸施設共済加入の要件化を要望することにより、加入率の更なる向上を図る。

カ 任意共済

I. 農機具共済

1. 引受計画

制度の普及推進と戸別訪問による加入推進に取り組み、引受台数 150 台の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 大型農機具を所有する稲作農家を中心に、制度の普及推進に取り組む。
- ② 補償割合、地震特約等を農家に提案するなどの提案型推進に取り組む。

Ⅱ. 保管中農産物補償共済

1. 引受計画

農作物共済及び果樹共済加入者に対し制度の普及につとめる。

2. 実施方策

制度の内容を記したパンフレット等を用いて、農作物共済及び果樹共済の加入推進時に説明を行い普及推進に取り組む。

キ 収入保険

1. 引受計画

農業保険顧客リストを基に効率的な推進活動を実施し、制度内容の周知、普及拡大に努め、加入経営体数 2,450 経営体の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① JA・県・農業会議等、各関係機関を構成員とする推進協議会が実施する説明 会等で制度内容の周知・普及を図る。
- ② 果樹栽培が盛んな地域(紀の川市・海南市・有田市・有田郡・田辺市・みなべ町)を重点普及地域に設定し、果樹共済からの移行を促進する。野菜・花きが盛んな和歌山市・御坊市並びに印南町についても重点普及地域に設定し農閑期を中心に集中的に普及活動を行う。また新たな加入者の拡大・獲得に向け農業共済の未実施品目や果樹共済の加入率の低い品目を栽培している農業者に対し、重点的に加入推進に取り組む。
- ③ 新規就農者や収入保険に関心のある白色申告者には、個別相談会を開催し早期に収入保険に加入できるようサポートを行う。
- ④ オンライン申請サポート(インターネット申請)及び収入保険に対応した税申 告関係書類の記帳等のサポートを行い、事務手続きの効率化に向けた取り組みも

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済・畑作物共済

- ① 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、迅速に被害実態の把握につとめ、適正な損害評価を実施する。
- ② 評価体制については、管内の被害実態に応じ、弾力的かつ適正に評価地区の設定等を行う。
- ③ 職員を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一と評価技術の向上を図る。また、肥培管理の適否はもとより、近年増加傾向にある獣害についても、農家間に不公平が生じないよう分割評価の適正実施につとめる。
- ④ 評価高のとりまとめに当たっては、生育・生産・被害状況等につき関係機関の客 観資料に基づく比較検証を行い、損害評価高の適正化につとめる。

イ 家畜共済

- ① 高被害農家の事故発生の要因分析を行い、関係機関と協力して事故の低減につとめる。
- ② 死廃事故の現地確認、残存物価額の適正評価につとめる。
- ③ 病傷事故給付基準を嘱託・指定獣医師に周知徹底し、事故の適正な取り扱いを行う。
- ④ 死亡事故の画像による損害確認を推進し、組合員の利便性を高めるとともに事務の効率化を図る。

ウ果樹共済

- ① 損害評価の基礎となる基準収穫量については、園地ごとの実態に応じた設定が行われるよう専門技術者を講師に迎え現地講習会を開催し、各種条件指数(園地・肥培・隔年結果)等の適正な設定につとめる。
- ② 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、迅速に被害実態の把握につ とめ、適正な損害評価を実施する。
- ③ 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会等を開催し、損害評価任務の重要性について認識を高めるとともに、適確な見込収穫量の把握並びに分割評価など、評価眼の統一・損害評価方法等について周知し、損害評価の適正化を図る。
- ④ 地域の作柄状況を把握するための客観資料の収集のため、近畿農政局和歌山県拠点・県及びJA等出荷団体との連携強化につとめる。各支所は、同出先機関等において作柄に係る情報を収集し、各地域における生産量の適確な把握につとめる。

工 園芸施設共済

- ① 組合員の事故発生通知から管内被害状況の把握までを迅速化するため、これに応じた評価体制の整備を進めるとともに効率的な損害評価を実施する。
- ② 職員を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価技術の向上を図る。
- ③ 大災害が発生した場合を想定し、通常とは違う状況に対応できる評価体制の構築

につとめる。

才 農機具共済

- ① 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、損害評価の迅速化と適正化 につとめる。
- ② 事故確認時には加入内容の確認、共済事故の検証を行うとともに、損害評価要領に基づき事故の原因・罹災状況・過失度合等について十分把握した上、必要があれば損害評価会委員、査定員の客観的な助言も得つつ適正評価につとめる。
- ③ 損害額の確定後は、早期の共済金請求書等関連書類の提出を組合員に周知し、迅速な共済金の支払につとめる。

(5) 執行体制の整備

ア 事務執行体制の整備方法

① 理事会

制度の的確な運営を期するため四半期ごとに理事会を開催するほか、必要に応じ 開催し、適正な事業運営及び業務執行に関する重要事項について審議する。

② 監事会及び監査

監事会で決定した監査の方針等に基づき、業務の執行及び財産の健全な運営に資するため、年2回の定時監査を実施する。また、必要に応じ臨時監査を行う。

③ 余裕金運用管理委員会

定款、経理規則に基づき的確な経理処理を行うとともに、四半期ごとに余裕金運 用管理委員会を開催し、安全かつ効率的な余裕金の運用につとめる。

④ コンプライアンス改善委員会

四半期ごとに改善委員会を開催し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく取組状況の確認及び遂行内容の検証並びに改善につとめる。

イ NOSAI部長の設置及び職務

組合員との連絡等にあたるNOSAI部長の占める役割は大きいものとなるため、各地区の実態に即した人員を配置するとともに、共済事業の引受に係る事項及び損害通知の受理、その他組合業務に関する事項について、組合と組合員との連絡の任にあたる。また、制度の円滑な運営及び基礎組織の維持・活性化、意識の向上に取り組むため、NOSAI部長が活動しやすい環境づくりにつとめる。

ウ 職制及び職員の配置計画

- ① 農業保険を積極的に推進し、統括的な事業運営を行い、地域の実態に応じた効率的な事業実施体制を構築するため、組合機構の見直しを含め検討を進める。
- ② 参事統括のもと、職員を適材適所に配置するとともに職務の責任体制を明確化し、 事業の円滑な運営と事務能率の向上、合理化につとめ、定期的な人事異動を行う。
- ③ 職場内研修を開催し、職員の倫理・コンプライアンスへの意識を高め、誠実・公正な業務の遂行につとめる。また、課内ミーティング及び定期的な自主点検調査並びに「内部監査実施要領」に基づく内部監査を実施し、内部牽制機能の確立につとめ

エ 役職員研修等の体制及び計画

農業共済制度の改正及び収入保険制度に適切な対応をしていくため、外部研修会等への派遣、また内部講習会等を開催し人材を育成するとともに組織の活性化につとめる。

また業務・組織体制等においては、OJTを通じ実務における個別の教育指導を通じ経験やスキルの習得につとめる。

(6) 予算統制方策

事業計画及び業務収支予算に基づき、毎月末に資金運用について検討し的確な予算の 執行を行う。また、職員に業務収支執行状況を定期的に周知し、事業計画達成による収 入確保を図るとともに、経費節減と財務の健全化につとめる。

尚、余裕金の運用に当たっては、余裕金運用管理委員会において策定する年間の当該 運用に係る基本方針に基づき、期中の運用状況等を同期開催の理事会に報告しつつ、安 全かつ効率的な運用につとめる。

(7) その他

新たな全国運動「未来へつなぐ」サポート運動の実践による農業保険制度の普及推進、加入拡大を目指し、次の事項に取り組む。

- ① 事業計画の意思統一を図り計画目標達成のため、未加入農家の把握につとめ、強力に加入を推し進める。
- ② 組合員に対しNOSAI制度の仕組み、引受方式、補償の選択内容等の周知につとめる。
- ③ ネットワーク化情報システムの適正かつ効率的な運用管理につとめる。
- ④ リスク管理基本方針〈システムリスク〉に基づき、コンピュータシステムの安全稼働につとめる。
- ⑤ 農業共済新聞の役職員・基礎組織構成員の完全購読に取り組む。
- ⑥ 広報紙「NOSAIわかやま」、ホームページ、SNS を通じ、制度の周知及び情報提供につとめる。
- ⑦ 関係機関の情報誌に収入保険事業をはじめ、各事業のPRの掲載を依頼するととも に、各種イベントへも積極的に参画し制度の普及啓発に取り組む。
- ⑧ 共済部長会議等を通じ基礎組織の充実、強化を図る。
- ⑨ 共通申請サービス(eMAFF)利用推進のため、農家に対し eMAFF の周知と gBizID の取得奨励につとめる。